

保存版

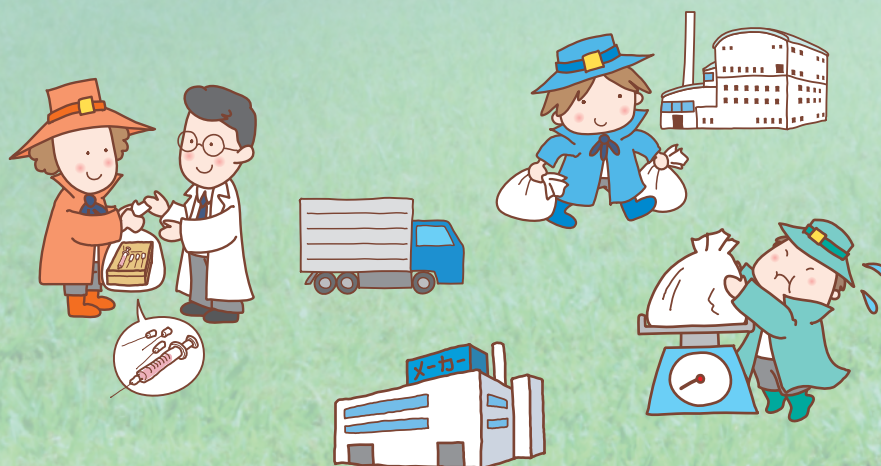
令和7年3月 発行

市内事業者の
みなさんへ

明石市 事業系ごみ ガイドブック

分け方

出し方



SDGs 未来安心都市・明石

目 次

はじめに

まずは、廃棄物の種類や事業者の責務について知しましょう

1. 事業系廃棄物とは

1-1 事業系と家庭系 廃棄物のちがい	1
1-2 事業系一般廃棄物と産業廃棄物	2
1-3 産業廃棄物の種類	3
1-4 分類が難しい事業系廃棄物の事例	5
1-5 事業者の適正処理の責務	7

廃棄物処理のルールや契約方法などについて理解しましょう

2. 事業系廃棄物の処理の流れ

2-1 事業系一般廃棄物の処理の流れ	9
2-2 紙資源のリサイクル	11
2-3 産業廃棄物の保管	13
2-4 産業廃棄物の処理の流れ	15
2-5 マニフェストの交付	17
産業廃棄物 チェックリスト	21
産業廃棄物 許可と契約についての注意事項	24
2-6 主な届出	25

循環型社会の実現に向けて、ともに取り組みましょう

3. リサイクルについて

3-1 ごみの減量に向けて	27
3-2 明石市の取り組み	28
(機密文書無料回収・紙類リサイクル BOX Taco 箱)	

事業系廃棄物 分別早見表	29
--------------	----

お問い合わせ先	31
---------	----

明石市 再生資源回収登録業者一覧・一般廃棄物収集運搬許可業者一覧・その他

はじめに

温暖で過ごしやすい気候と、海をはじめとする恵まれた自然環境が自慢の私たちのまち、明石。私たちには、この豊かな環境を次の世代にもしっかりと引き継いでいく責任があります。

SDGs 未来安心都市・明石では、人にも自然にもやさしい持続可能なまちづくりを推進しており、循環型社会の実現に向けて、様々な取り組みを行っています。

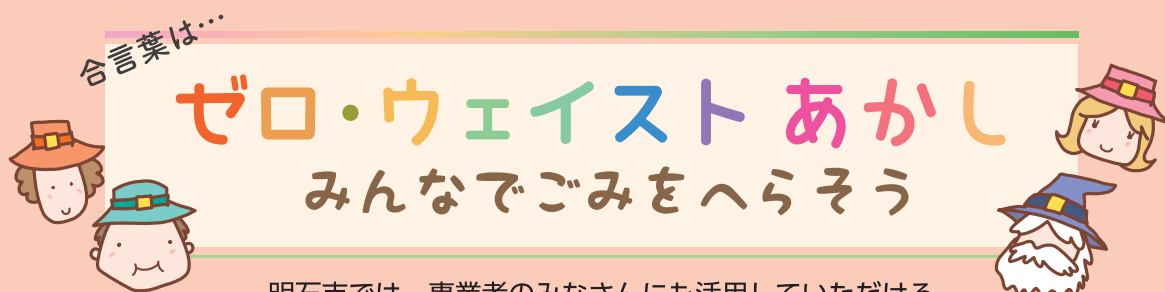
ところで、このガイドブックを手にとられた事業者のみなさんは、日々の事業活動から発生する「ごみ」について、どのような認識をお持ちでしょうか。「家庭から出るごみと同じじゃないの?」「処理業者にすべて任せているので大丈夫!」など様々な方がおられることでしょう。

実は、事業活動から発生する「ごみ」(以下、このガイドブックでは、「**事業系廃棄物**」といいます。)については、家庭ごみとは違い、分別・保管、収集・運搬、処分それぞれの過程において決められたルールがあり、事業者は、これをしっかりと理解した上で適正に処理しなければならないことが法律で定められています。ルールを知らないままでは、法律に違反してしまうかもしれません。

このガイドブックは、市内事業者のみなさんに事業系廃棄物の適正な処理について知っていただくために作成しました。循環型社会の実現という大きな目標を達成するためには、みなさんの協力が必要です。まずは、その第一歩として、事業系廃棄物の適正な処理について学びましょう。

注：本書の内容は、明石市内の事業所で発生する事業系廃棄物を対象としています。

注：このパンフレットは、事業系廃棄物の適正な処理について知っていただくための入門書であるため、内容を分かりやすく簡略化しています。例外や法改正による変更等もあるため、国や市のホームページ等で最新の内容を確認するようにしてください。



明石市では、事業者のみなさんにも活用していただける
様々なごみの減量施策を推進しています。



機密文書
無料回収

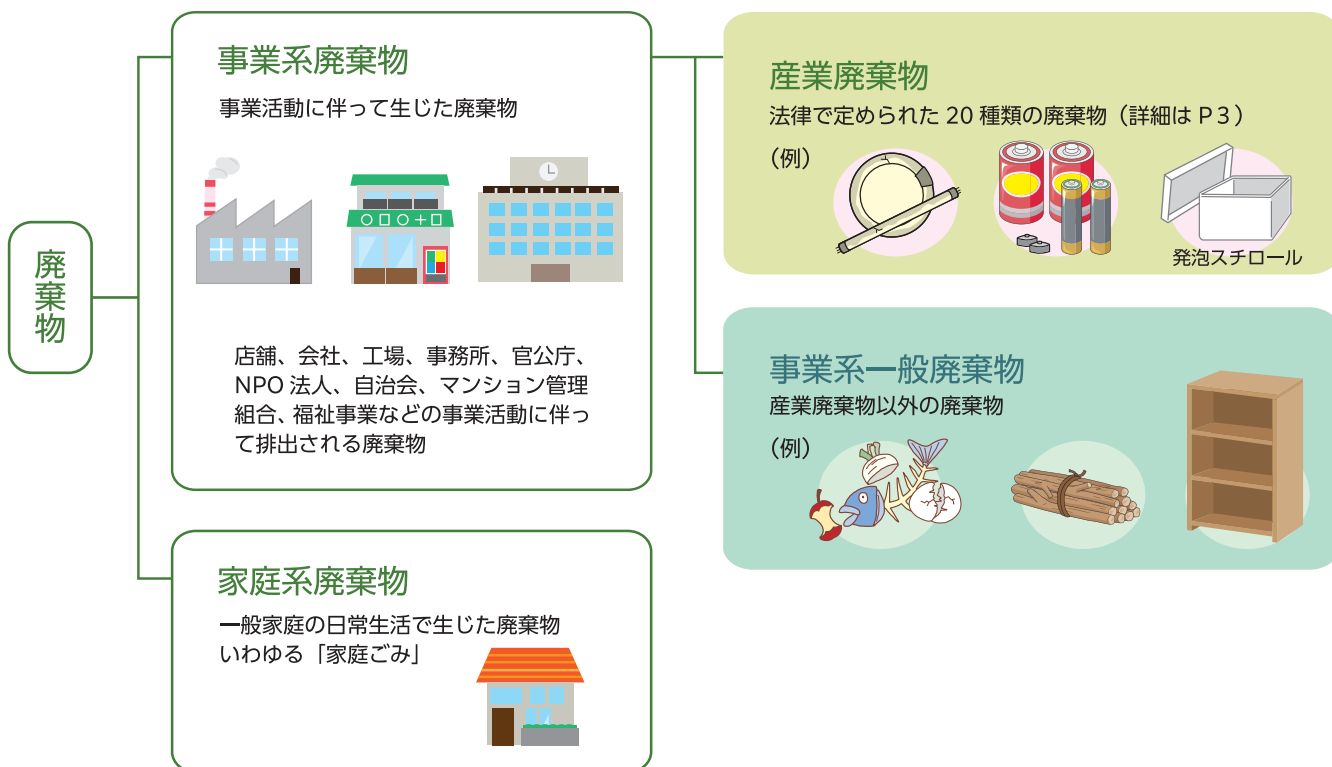


詳しくは P28 へ

1. 事業系廃棄物とは

1-1 事業系と家庭系 廃棄物のちがい

事業活動に伴って生じたごみを「事業系廃棄物」と言います。これは、店舗、会社、工場、事務所などの営利目的だけでなく、官公庁、NPO 法人、自治会、マンション管理組合、福祉事業などの事業活動により発生する事業系ごみのことです。「事業系廃棄物」の処理（収集運搬や処分）の方法は、家庭ごみの処理方法と大きく異なります。



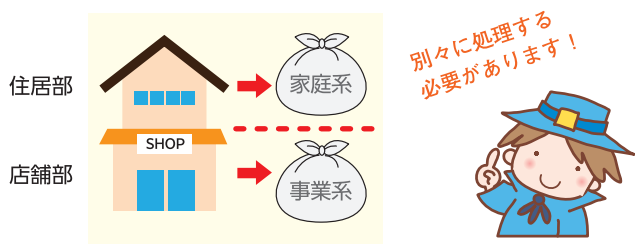
事業系廃棄物を家庭ごみとして出すことはできません！



事業系廃棄物を、地域のごみステーションに排出することは不法投棄にあたり、罰則が科せられます。



住居と店舗が一体であっても、店舗の廃棄物を家庭ごみと一緒に排出することはできません。



違反すると…

廃棄物の処理及び清掃に関する法律
第 25 条及び第 32 条

- ・ 5 年以下の懲役[※]、1,000 万円以下の罰金あるいはその両方
- ・ 法人に対しては 3 億円以下の罰金

※2025 年 3 月現在

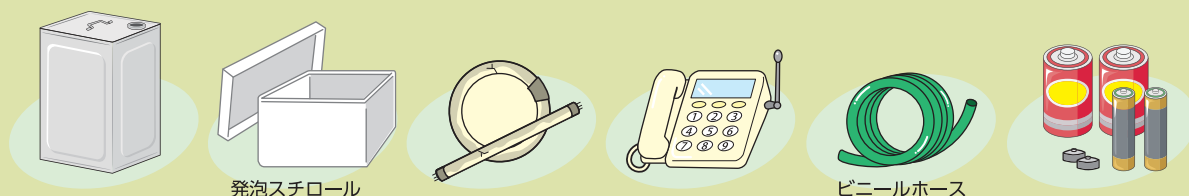
1-2 事業系一般廃棄物と産業廃棄物

「事業系廃棄物」は、その種類や発生元となる事業活動（業種）の違いなどによって、「産業廃棄物」と「事業系一般廃棄物」に分けられます。法律で定められた 20 種類の廃棄物を「産業廃棄物」といい、それ以外の廃棄物を「事業系一般廃棄物」といいます。それぞれ処理の方法が異なります。

産業廃棄物

法律で定められている 20 種類の産業廃棄物は、P3 の一覧表から見分けることができます。

(例)

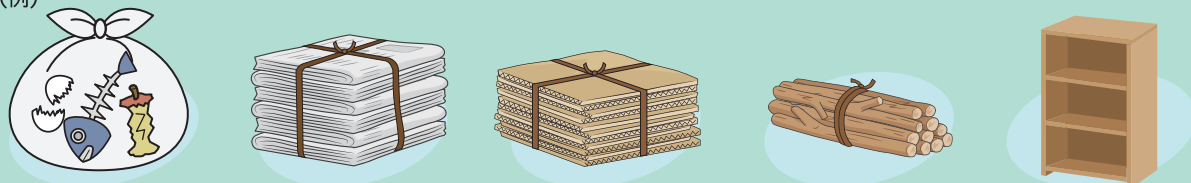


産業廃棄物の中でも、爆発性、毒性、感染性のあるものが「特別管理産業廃棄物」として定められています。(詳細は P4)

事業系一般廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、産業廃棄物以外のものです。

(例)



事業系一般廃棄物の中には、紙類のように排出する前に適切に分別することで、廃棄物ではなく、再資源化できるものも多く含まれています。(紙資源のリサイクルについては P11)

■ 事業系廃棄物の処理のしかた ■

廃棄物の種類ごとに正しく分別して、それぞれの方法で処理してください。

産業廃棄物

処理方法は P15 へ

分けて

処理

事業系一般廃棄物

処理方法は P9 へ



1-3 産業廃棄物の種類

■ 産業廃棄物一覧 ■

あらゆる事業活動に伴うもの（全事業所）

1	燃え殻	石炭がら、灰かす、炉清掃掃出物 等
2	汚泥	工場廃水等の処理後に残る泥状のもの及び各種製造業の製造工程において生ずる有機性及び無機性のすべての泥状物
3	廃油	鉱物性及び動植物性油脂に係るすべての廃油
4	廃酸	すべての酸性廃液
5	廃アルカリ	すべてのアルカリ性廃液
6	廃プラスチック類	すべての廃プラスチック類
7	ゴムくず	天然ゴムくず
8	金属くず	鉄鋼又は非鉄金属の廃製品、研磨くず及び切削くず 等
9	ガラスくず コンクリートくず 及び陶磁器くず	ガラスくず、製造工程中のレンガくずやコンクリートくず、陶磁器くず（※11に示すものは除く。）
10	鉱さい	鋳物の型に使用した砂、高炉・平炉等の残さい 等
11	がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片 等（専ら土地造成の目的となる土砂に準じたものを除く）
12	ばいじん	大気汚染防止法で規定するばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法に定める特定施設又は産業廃棄物の焼却施設の集じん施設で集められたもの

特定の事業活動に伴うもの【業種限定】

13	紙くず	【建設業】 工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた紙くず 【紙・紙加工品製造業、印刷出版業等】 紙、板紙のくず 等
14	木くず	【建設業】 工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた木くず 【木材・木製品製造業、パルプ製造業】 木材片、かんなくず 等 【物品賃貸業、木材・木製品製造業】 木製家具 等
15	繊維くず	【建設業】 工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた繊維くず 【繊維工業（縫製を除く）】 木綿、羊毛等の天然繊維くず 等
16	動植物性残さ	【食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業】 あめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす 等
17	動物系固形不要物	【と畜場及び食鳥処理場】 家畜の解体等により生じた固形状の不要物
18	動物のふん尿	【畜産農業】 牛、馬、めん羊、にわとり等のふん尿
19	動物の死体	【畜産農業】 牛、馬、めん羊、にわとり等の死体

※業種の分類は日本標準産業分類（総務省）による

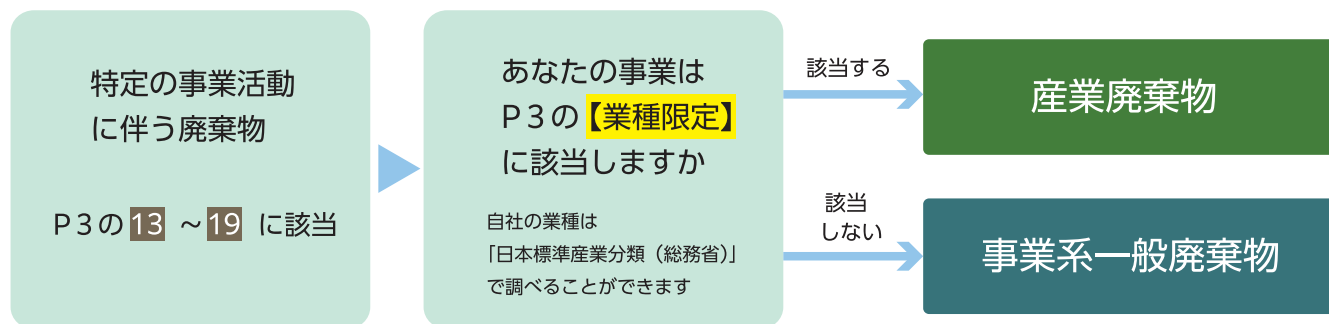
20

上記1～19に掲げる産業廃棄物を処理したものであって、上記に該当しないもの（コンクリート固型化物等）（いわゆる「13号廃棄物」のこと）



■ 特定の事業活動からの産業廃棄物 ■

事業系廃棄物の中には、排出する事業者の業種によって廃棄物の種類が変わる場合があります。



■ 特別管理産業廃棄物 ■

産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものは「特別管理産業廃棄物」として規定されています。

種 類		内 容 ・ 具体例
(引火性) 廃油		燃焼しやすい廃油（揮発油類、灯油類、軽油類等、概ね引火点 70℃未満の廃油）
(腐食性) 廃酸		著しい腐食性を有するもの（pH 2.0 以下）
(腐食性) 廃アルカリ		著しい腐食性を有するもの（pH 12.5 以上）
感染性産業廃棄物		医療機関等から排出され感染性病原体を含むか付着している、またはそのおそれのある産業廃棄物
特定有害産業廃棄物	廃 P C B 等	廃 PCB、PCB を含む廃油
	P C B 汚染物 (ポリ塩化ビフェニル)	PCB が染みこんだ汚泥 PCB が塗布され、または染みこんだ紙くず PCB が染みこんだ木くず、または繊維くず PCB が付着し、または封入されたプラスチック類、または金属くず PCB が付着した陶磁器くず、またはがれき類
	P C B 処理物	廃 PCB 等または PCB 汚染物を処分するために処理したもので PCB を含むもの ★
	廃水銀等	特定の施設において生じた廃水銀等 ☆ 水銀若しくはその化合物が含まれている産業廃棄物または水銀使用製品が産業廃棄物となったものから回収した廃水銀
	指定下水汚泥	下水道法施行令第 13 条の 4 の規定により指定された汚泥 ★
	鉱さい	重金属等を一定濃度を超過して含むもの ★
	廃石綿等	石綿建材除去事業に係るもの 大気汚染防止法の特定粉じん発生施設が設置されている事業場から生じたもので飛散するおそれのあるもの
	燃え殻	重金属等、ダイオキシン類を一定濃度を超過して含むもの ★
	ばいじん	重金属等、1,4- ジオキサン、ダイオキシン類を一定濃度を超過して含むもの ★
	廃油	有機塩素化合物等、1,4- ジオキサンを含むもの ★
汚泥 廃酸 廃アルカリ		重金属等、PCB、有機塩素化合物等、農薬等、1,4- ジオキサン、ダイオキシン類を一定濃度を超過して含むもの

☆印のあるものは排出元の施設限定に合致するもの、★印については濃度の判定基準を超過するものが「特別管理産業廃棄物」となります。
詳細は環境省ホームページをご覧ください。 https://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/



検索

環境省 特別管理産業廃棄物

1-4 分類が難しい事業系廃棄物の事例

事業系廃棄物の中には、どの廃棄物の種類に該当するのか判断が難しい場合があります。ここでは、まちがしやすい事例について、ご紹介します。正しく分類して、適正に処理しましょう。

■ 産業廃棄物か事業系一般廃棄物か判断に迷うもの ■

オムツ

	使用済みのもの	未使用のもの
紙オムツ	事業系一般廃棄物	(産廃) 廃プラスチック類
布オムツ	事業系一般廃棄物	事業系一般廃棄物

ウエス・軍手

	業 種	油が付着したもの	油が付着していないもの
合成繊維	限定なし	(産廃) 廃油＋廃プラスチック類	(産廃) 廃プラスチック類
天然繊維	建設業等	(産廃) 廃油＋繊維くず	(産廃) 繊維くず
	建設業以外	★ 下記をご参照ください	事業系一般廃棄物

PCB（ポリ塩化ビフェニル）が付着したものすべて

特別管理産業廃棄物

Q & A



Q 廃棄物をどうしてそんなに細かく分ける必要があるのですか？

理由は、2つあります。

1つ目は、分別してリサイクルしやすくするため。

2つ目は、分類した廃棄物の種類ごとに、許可を持っている産業廃棄物処理業者に処理を委託する必要があるためです。

Q いくつかの種類が混じっている廃棄物はどうすればいいですか？

種類ごとに分類する必要があります。ただし、一体となっていて、どうしても分けることができないものは、例外として「混合廃棄物」として扱います。

(事例はP6)



Q ★油が付着した天然素材のウエスや軍手のように産業廃棄物と事業系一般廃棄物が混じっているものはどうすればいいですか？

実際に処理する廃棄物の性状によって判断が異なります。

市にお問い合わせください。



■ 産業廃棄物として分類がまぎらわしいもの ■

土・汚染土壌・土壁

土や汚染土壌は**廃棄物ではありません**。

※汚染土壌は、土壌汚染対策法に基づいて許可を有する汚染土壌処理施設で処理する必要があります。



検索

環境省 汚染土壌処理施設

土壁は、木くずや藁を含んでいるため、産業廃棄物（管理型混合廃棄物）として取り扱って下さい。

11 + 14

貨物の流通に使用した 木くず・木製パレット

木 く ず：業種限定あり 14

木製パレット：**すべての業種において**
産業廃棄物 14

廃蛍光灯

混合廃棄物

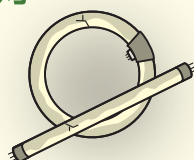
8 金属くず

+

9 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず

+

(6 廃プラスチック類)



※処理する蛍光灯にプラスチック部分がついていれば、廃プラスチック類にも該当します。

※水銀を含むものについては、水銀使用製品産業廃棄物としての取り扱いが必要です。

廃バッテリー（鉛蓄電池）

混合廃棄物

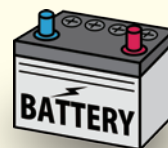
（腐食性）廃酸（pH2.0 以下）

+

6 廃プラスチック類

+

8 金属くず



廃乾電池

混合廃棄物

2 汚泥

+

8 金属くず



※水銀を含むものについては、水銀使用製品産業廃棄物としての取り扱いが必要です。

塗料・(固形 / 泥状)塗膜

固 形： 6 廃プラスチック類

泥 状： 2 汚泥

液状（水性）：混合廃棄物

6 廃プラスチック類 + 4 廃酸
or
5 廃アルカリ

液状（油性）：混合廃棄物

6 廃プラスチック類 + 3 廃油

廃オイルエレメント

混合廃棄物

3 廃油

+

6 廃プラスチック類

+

8 金属くず



※表中の番号は P3 の産業廃棄物一覧の番号に対応しています。



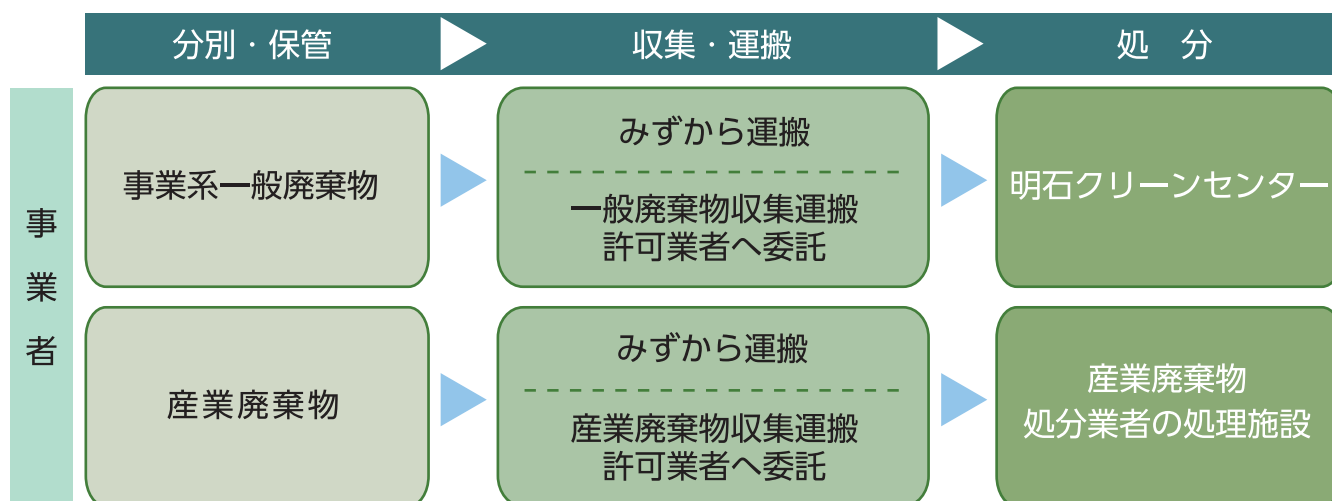
1-5 事業者の適正処理の責務

重要!

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を、**みずからの責任において適正に処理しなければならない**ことが『廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法）』第3条において、定められています。

■ 事業系廃棄物処理の流れ ■

事業活動に伴って発生した廃棄物は、「分別・保管」、「収集・運搬」、「処分」の順で処理が行われ、これらの過程において、廃棄物の適正な処理が行われるよう様々な責任が生じます。



■ 事業系廃棄物の適正処理に関する責任 ■

事業系一般廃棄物処理 の分別等	事業者は、「明石市一般廃棄物処理実施計画」に定める収集区分や収集 方法に従い、事業系一般廃棄物を処理しなければなりません。
保管基準の遵守 (産廃)	事業者は、産業廃棄物が運搬されるまでの間、保管基準に従い保管しな ければなりません。 (廃掃法第 12 条第 2 項) (P13 参照)
許可を受けた処理業者 への委託	事業者は、廃棄物の処理を委託する場合、廃棄物処理業の許可を受けた 業者に委託しなければなりません。 (廃掃法第 12 条第 5 項) (P15 参照) (市条例第 8 条第 2 項) (P9 参照)
マニフェストの交付 (産廃)	産業廃棄物の処理を委託する場合、事業者は、産業廃棄物の引渡しと同時 に運搬受託者(処分のみの委託の場合は処分業者)にマニフェスト(産業廃 棄物管理票)を交付しなければなりません。(廃掃法第 12 条の 3 第 1 項) (P17 参照)
最終処分までチェック (産廃)	産業廃棄物の処理を委託する場合、事業者は、最終処分が終了するまで の一連の処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるように努めな ければなりません。 (廃掃法第 12 条第 7 項) (P22 参照)



廃棄物に不適物が混入していませんか

産業廃棄物と事業系一般廃棄物は、それぞれ定められた方法で処理しなければなりません。産業廃棄物を事業系一般廃棄物として処理することは違法行為に当たります。分別を徹底して、適正に処理しましょう。

事業系一般廃棄物に産業廃棄物が混入した不適切な例



発泡スチロール



缶詰（業務用）



梱包用バンド

展開検査

明石クリーンセンターに搬入される事業系一般廃棄物について、ごみの搬入検査を実施しています。

職員がごみ袋を点検し、産業廃棄物や分別されていない廃棄物など不適物が混入している場合は、持ち帰りを指示するとともに、排出した事業者へ適正処理についての指導を行っています。



不法投棄は犯罪です

廃棄物の不法投棄は法律で禁止されており、違反すると、厳しい罰則が科せられます。

事業者は、最終処分までの流れを確認する必要があるため、処分の受託業者が不法投棄をおこなった場合であっても、排出した事業者としての責任が問われることがあります。



野焼きは法律で禁止されています

廃棄物の野焼き（野外焼却）は、ダイオキシン類などの有害物質を発生させるとともに、悪臭や煙によって近隣住民にたいへんな迷惑をかけることになります。

このため、一部の例外を除いて、野焼き（野外焼却）は法律で禁止されています。



違反すると…

※
5年以下の懲役もしくは 1,000 万円（法人の場合は 3 億円）以下の罰金、またはその両方が科せられます。

（廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第 25 条・第 32 条）

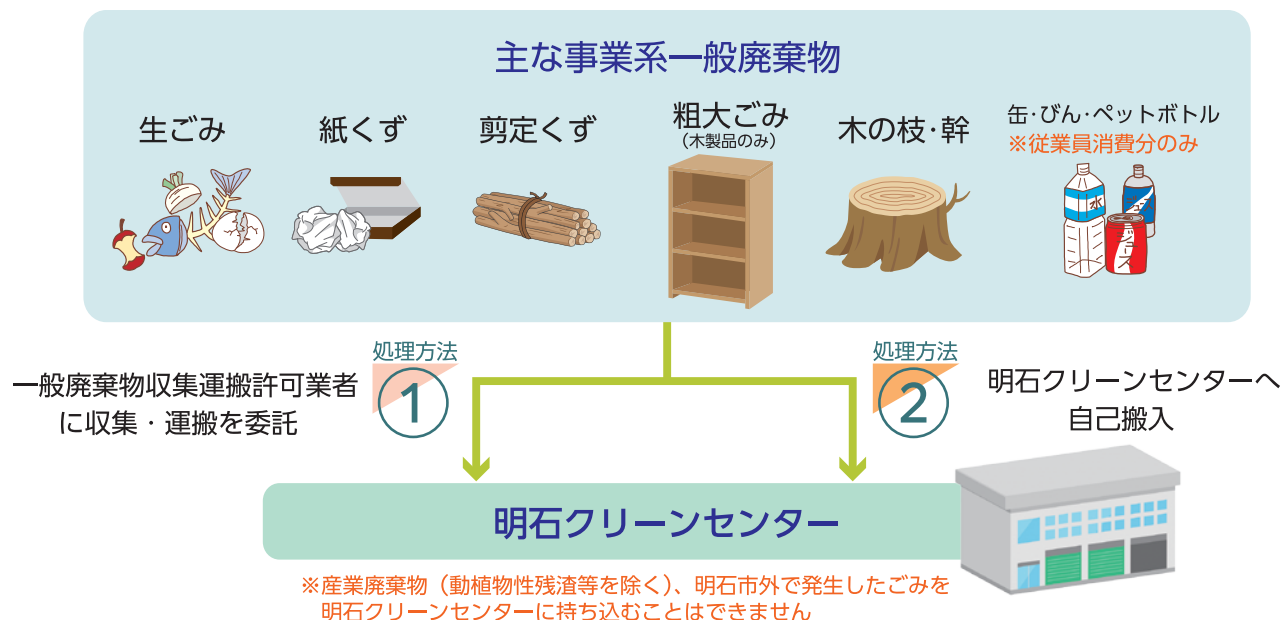


※2025 年 3 月現在

2. 事業系廃棄物の処理の流れ

2-1 事業系一般廃棄物の処理の流れ

事業系一般廃棄物を排出するとき、①一般廃棄物収集運搬許可業者に収集・運搬を委託する方法と、②事業者自身で、明石クリーンセンターに持ち込む方法の2通りがあります。



処理方法

① 一般廃棄物収集運搬許可業者に収集運搬を委託する場合

1 廃棄物の種類と量を把握します

発生した廃棄物のうち、事業系一般廃棄物の種類と量を把握します。

再資源化できる紙類は、事業系一般廃棄物に混ぜずに、分別してリサイクルしましょう！（P11 参照）



2 一般廃棄物収集運搬許可業者を選びます

3 一般廃棄物収集運搬許可業者と相談します

4 一般廃棄物収集運搬許可業者と委託契約を結びます

明石市で事業系一般廃棄物の収集運搬業許可を受けている業者に限られます。（P32 参照）

許可業者は、明石市ホームページから調べることができます。



検索

明石市 収集運搬 許可業者

5 契約に基づいて、事業系一般廃棄物を指定場所に排出します

6 収集運搬業者が収集し、明石クリーンセンターへ運搬します

業者によって収集運搬料金や条件が異なります。収集の頻度や方法、時間帯などを相談して、契約を結ぶ業者を決めます。



② 明石クリーンセンターに自己搬入する場合

1

粗大ごみ受付センター

へ搬入日時を予約します

※粗大ごみ受付センターが自己搬入の受付を兼ねています



電話番号：078-937-0937 おかけ間違いのないようお願いします

受付時間：午前 9 時 00 分から午後 7 時 00 分
月曜日～金曜日（祝日含む）

2

明石クリーンセンター

へ自己搬入します



所在地：明石市大久保町松陰 1 1 3 1

搬入時間：午前 9 時から午前 11 時 30 分
午後 1 時から午後 3 時 30 分
月曜日～土曜日（祝日含む）

3

ごみ搬入手数料を支払います

搬入時と積下ろし後の車両の重量を
2 回計量しその差をごみの搬入重量
とします



区 分	手数料
可 燃	70 円 / 10 kg
不燃破碎	80 円 / 10 kg

■ 主な事業系一般廃棄物の受入基準 ■

区 分	廃棄するもの	受入基準
可 燃	生ごみ	水切りしておくこと
	紙くず（リサイクルできないもの）	ロール紙の場合、長さ 100 cm 以下に切断しておくこと
	剪定くず	長さ 100 cm × 太さ 10 cm 以内 土を取り除くこと
不燃破碎	粗大ごみ（家具等木製品のみ）	木製加工業・物品賃貸業を除く
	木の枝・幹・根	長さ 100 cm × 太さ 20 cm 以内 太さ 20 cm を超えるものは、長さ 20 cm 以内とすること 土を取り除くこと
	缶・びん・ペットボトル	従業員消費分の飲食用のものに限る キャップ（ペットボトルはラベルも）を外して中を軽く 洗い、1 袋にまとめること

※区分ごとに分別してください。上記の受入基準に適合しない場合は、受入れできない場合があります。

明石クリーンセンターに持ち込まれる事業系一般廃棄物の中には、多くの紙類が含まれています。廃棄物として排出する前に、再資源化できるものをリサイクルすることで、処理費用を削減できます。
次のページで詳しくみてみましょう！



2-2 紙資源のリサイクル

紙類は、事業系廃棄物として排出する前に分別して、リサイクルしてください。紙資源をリサイクルするとき、①一般廃棄物収集運搬許可業者か古紙業者に収集・運搬を委託する方法と、②事業者自身で古紙業者に搬入する方法の2通りがあります。

リサイクルできる紙類



処理方法

①

一般廃棄物収集運搬許可業者か古紙業者に収集・運搬を委託

処理方法

②

古紙業者へ自己搬入

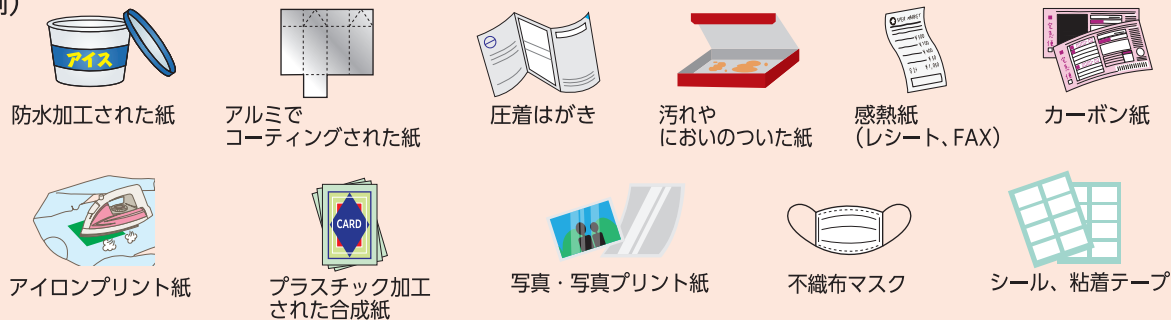
古紙業者を通じてリサイクル



リサイクルできない紙類

リサイクルできない紙類は、産業廃棄物または、事業系一般廃棄物として排出してください。(廃棄物の種類の見分け方は P2～3 をご覧ください。)

(例)



処理方法

① 一般廃棄物収集運搬許可業者か古紙業者に収集運搬を委託する場合

1 紙類を分別し量を把握します

リサイクル可能な紙類は、種類ごと（新聞紙、雑誌み、段ボールなど）に分別します。

2 一般廃棄物収集運搬許可業者か古紙業者を選びます

一般廃棄物収集運搬許可業者は、明石市ホームページから調べることができます。（P32 参照）



検索 明石市 収集運搬 許可業者

3 一般廃棄物収集運搬許可業者か古紙業者と相談します

古紙業者は、明石市ホームページから再生資源回収登録業者を調べることができます。（P31 参照）



検索 明石市 再生資源 登録業者

4 一般廃棄物収集運搬許可業者か古紙業者と委託契約を結びます

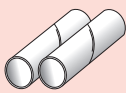
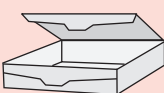
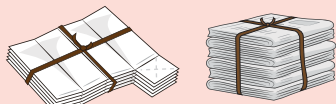
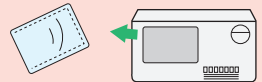
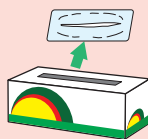
業者によって料金や条件が異なります。収集の頻度や方法、時間帯などを相談して、契約を結び業者を決めます。

5 契約に基づいて、紙類を収集してもらいます

書面等で契約を結び、紙類を収集してもらいます。

6 古紙業者を通じて紙類がリサイクルされます

■ 分別のポイント ■

こんな紙もリサイクル	種類ごとにまとめる	紙以外の部分を除く
 トイレットペーパーの芯  メモ、付箋  ノート類  空き箱	種類ごとに紐でしばる   シュレッター紙は中身が出ないように！ 	 紙製ファイルの留め具  窓あき封筒のセロファン  ティッシュ箱のビニール  カレンダーの留め具

2-3 産業廃棄物の保管

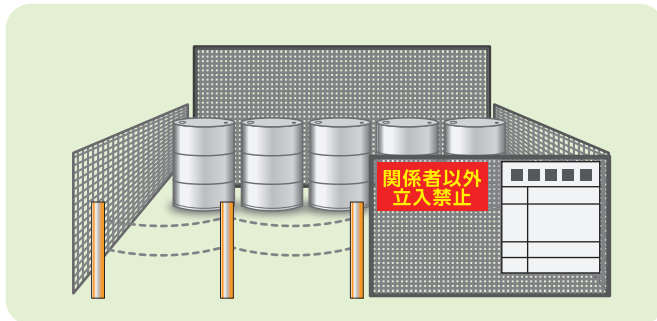
■ 産業廃棄物の保管方法 ■

事業者は、発生した産業廃棄物が運搬されるまでの間、廃棄物の種類ごとに分別して、害虫や悪臭が発生しないよう環境に配慮した上で、適正に保管する必要があります。

明石市では、産業廃棄物の飛散・流出、地下浸透、悪臭発散を防止するために、容器保管を推奨しています。

保 管

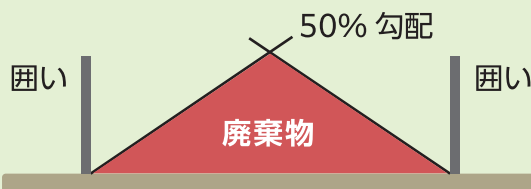
保管場所の周囲に囲いをしましょう。



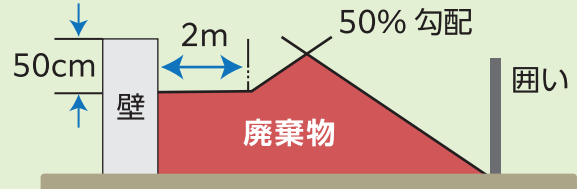
屋外で平積みする場合《保管高さ上限の算定》

(屋外で容器を用いずに平積み保管する場合)

廃棄物が壁にもたれかからない場合



片方が壁の場合



掲 示

見やすい箇所に、次の要件を満たした産業廃棄物保管場所の掲示板を設けます。

《掲示板の例》

産業廃棄物保管場所	
廃棄物の種類	金属くず 廃プラスチック類
管理者名称 連絡先	明石市〇〇町1-1-1 〇〇工業 株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇 TEL 078-000-0000
最大保管高さ	〇 m

※「最大保管高さ」は、屋外で平積みする場合のみ記載が必要

- ① 縦横 60cm 以上の大きさ
- ② 産業廃棄物の保管場所である旨
- ③ 保管する産業廃棄物の種類
(石綿含有、水銀使用製品、
水銀含有ばいじん等はその旨を含む)
- ④ 保管場所の管理者氏名又は名称、連絡先
- ⑤ 産業廃棄物の最大積み上げ高さ
(屋外で容器を用いずに保管する場合)

以下の廃棄物については、前ページの内容に加えて以下の措置が必要です。

石綿含有産業廃棄物（建設廃材等）

- ・石綿含有産業廃棄物が他の物と混合しないよう、保管場所に仕切り等を設けること
- ・覆いを設けるか、梱包すること（飛散防止措置）

詳細については、環境省ホームページをご覧ください。

<https://www.env.go.jp/recycle/waste/asbestos/index.html>



検索

環境省 石綿含有産業廃棄物

水銀使用製品産業廃棄物（蛍光灯、電池等）

- ・水銀使用製品産業廃棄物が他の物と混合しないよう、保管場所に仕切り等を設けること

詳細については、環境省ホームページをご覧ください。

<https://www.env.go.jp/recycle/waste/mercury-disposal/index.html>



検索

環境省 水銀使用製品産業廃棄物



特別管理産業廃棄物について

管理

事業場から特別管理産業廃棄物が排出される場合、事業場ごとに、所定の資格を有する特別管理産業廃棄物管理責任者の選任が必要です。（明石市への届出は不要）

詳細は環境省 HP をご覧ください。

https://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/



検索

環境省 特別管理産業廃棄物管理責任者

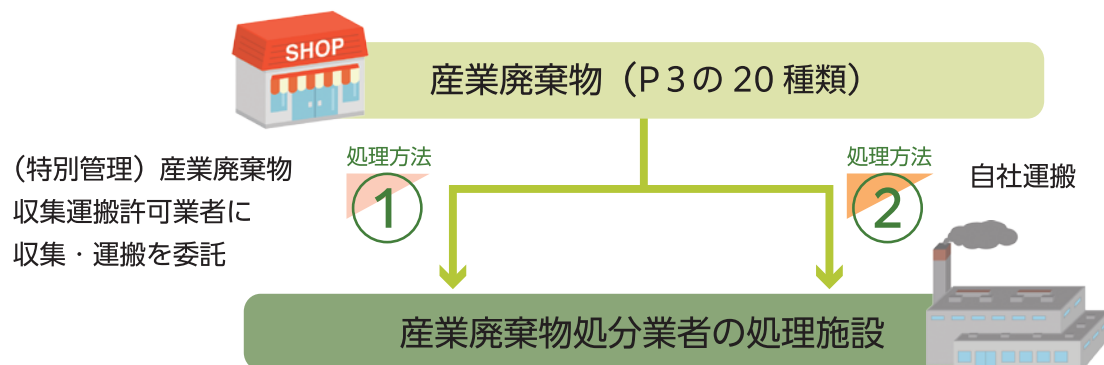
保管

特別管理産業廃棄物を保管する場合、前ページの内容に加えて、『他のものと混合しないように、保管場所に仕切り等を設ける』措置が必要です。また、下記の措置がそれぞれ必要です。

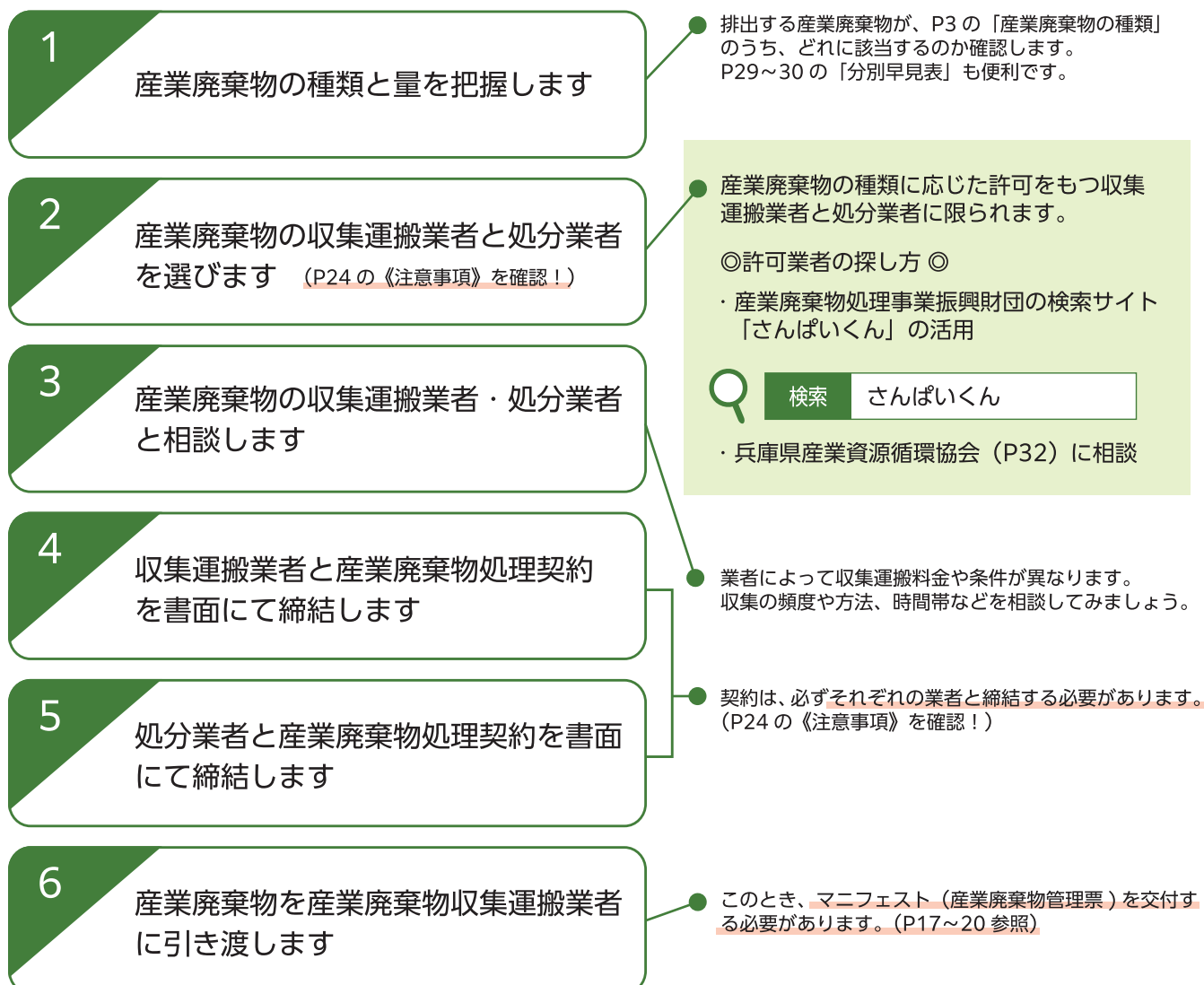
感染性廃棄物	密閉でき、収納しやすく、破損しにくい容器に梱包すること
（引火性）廃油	揮発しないようドラム缶等の密閉容器に入れること 高温にさらされないようにすること
（腐食性）廃酸	密閉容器に入れること（腐食防止措置）
（腐食性）廃アルカリ	密閉容器に入れること（腐食防止措置）

2-4 産業廃棄物の処理の流れ

産業廃棄物を排出するとき、①(特別管理) 産業廃棄物収集運搬許可業者に収集・運搬を委託する方法と、②事業者自身で、産業廃棄物処分業者の処理施設に自社運搬する方法の2通りがあります。



処理方法 ① (特別管理) 産業廃棄物収集運搬許可業者に収集運搬と処分の両方を委託する場合



*本書における「(特別管理) 産業廃棄物」の表記は、「産業廃棄物」と「特別管理産業廃棄物」の両方を意味します。

収集運搬を自社で行い処分のみ委託する場合

1

産業廃棄物の種類と量を把握します

※前ページの処理方法①を参照してください。

2

産業廃棄物の処分業者を選びます

3

処分業者と産業廃棄物処理契約を書面にて締結します

※自社運搬する場合には、収集運搬業者の選定は不要です。

4

処分業者の事業場まで産業廃棄物を運搬します

運搬基準の例（自社運搬の場合）

産業廃棄物を運搬する際には、収集運搬基準を遵守する必要があります。

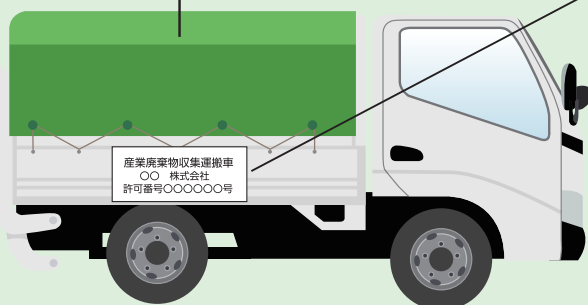
■資格氏名又は名称及び住所
〇〇株式会社
〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番
■産業廃棄物の種類・数量
廃〇〇〇〇〇・〇〇トン
■積載日
〇年〇月〇日
■積載した事業場
〇〇〇工場
〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番
■運搬先の事業場
〇〇〇〇リサイクルセンター
〇〇株式会社
〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番
TEL〇〇〇〇〇〇〇〇

次の事項を記載した書面を携帯すること

- ・氏名又は名称及び住所
- ・運搬する産業廃棄物の種類・数量
- ・運搬する産業廃棄物を積載した日
- ・積載した事業場の名称・所在地・連絡先
- ・運搬先の事業場の名称・所在地・連絡先

運搬車両に下記の表示をすること

産業廃棄物の飛散流出防止措置をとること



〈見本〉

産業廃棄物収集運搬車
〇〇 株式会社
許可番号〇〇〇〇〇〇号

140 ポイント(約 5 cm)以上

90 ポイント(約 3 cm)以上

- ・見やすく鮮明であること
- ・識別しやすい色の文字であること
- ・運搬車の車体両側面に掲示すること

※自社運搬の場合、許可番号は不要

※上記は一例です。詳細は環境省ホームページで確認を！

5

産業廃棄物を産業廃棄物処分業者に引き渡します

マニフェスト（産業廃棄物管理票）を交付する必要があります。（P17～20 参照）

2-5 マニフェストの交付

マニフェストとは (産業廃棄物管理票)

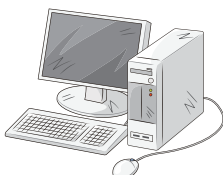
処理委託した廃棄物が、適正に処理されたかどうか確認するための書類です。

事業者は、産業廃棄物の処理を委託する場合、引渡しに当たっては、マニフェスト（産業廃棄物管理票）を収集運搬・処分業者に交付する必要があります。

マニフェストには、パソコンなどにより電子的に管理する電子マニフェストと紙の伝票による紙マニフェストの2種類があり、いずれも「運搬車ごと」、「運搬先ごと」、「廃棄物の種類ごと」に交付（登録）するのが原則です。

■ マニフェストの種類 ■

電子マニフェスト



電子マニフェストとは、マニフェスト（産業廃棄物管理票）情報を電子化し、事業者、収集運搬業者、処分業者の3者が情報処理センターを介したネットワークでやり取りする仕組みです。

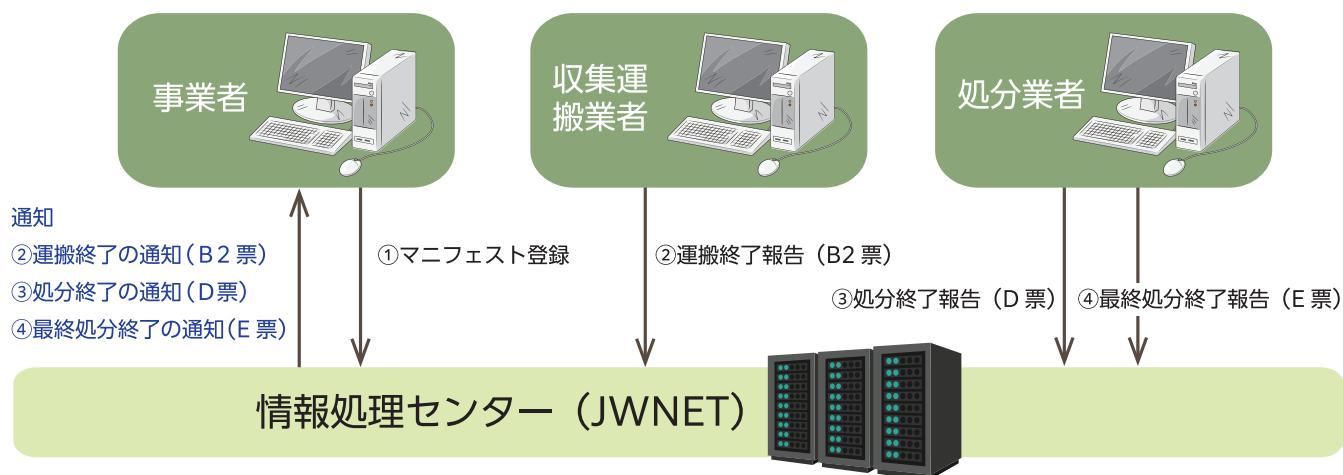
紙マニフェスト



紙マニフェストは、A票、B1票、B2票、C1票、C2票、D票、E票の7枚複写（直行用）の伝票になっています。

事業者は必要事項を記入し、産業廃棄物を収集運搬・処分業者に引渡すと同時に、交付する必要があります。※8枚複写の積替用もあります。

■ 電子マニフェストの流れ ■



《 電子マニフェストへの加入やお問い合わせ 》

電子マニフェストを利用する場合、事業者と委託先の収集運搬業者、処分業者の3者が電子マニフェストに加入する必要があります。加入にあたっては、下記にご確認ください。

公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター(JWセンター)

TEL 0800-800-9023 月～金曜日(祝日を除く) 午前9時～12時、午後1時～4時半
(サポートセンター)

電子マニフェストシステム

※JWNET デモシステムから抜粋

電子マニフェストシステム (排出事業者)

《入力画面》

加入者番号 :D130999 加入者名称: 明石市 産業廃棄物対策課 ログイン時刻: 2024/12/02 12:49:16

新規登録

登録

パターン選択

一般廃棄物、広域認定に係る廃棄物等、電子マニフェスト登録等状況報告が不要な廃棄物を登録する場合は連絡番号3の先頭に「999」を入力してください。

排出情報	
引渡し日	2024/12/02 (yyyy/MM/dd) 引渡し担当者 産廃 太郎 登録担当者
排出事業場	コード 0000000000 事業場追加
名称 産業廃棄物対策課	
連絡番号1	連絡番号2 連絡番号3
産業廃棄物情報	
No.	編集 削除 産業物の種類 産業物の大分類 産業物の名称 産業物の数量 荷姿 荷姿の数量 数量の確定者 有害物質 放射性物質
1	汚泥(泥状のもの) 汚泥(泥状のもの) 3.000t ドラム缶 排出事業者
運搬情報	
区間	編集 削除 自己 収集運搬業者 積替・保管施設 運搬方法 運搬担当者 車両番号 (再)自己 再委託収集運搬業者
1	明石市 産業廃棄物対策課
処分情報	
処分業者	明石市 産業廃棄物対策課
処分事業場	デモ利用者3処分事業場
処分方法	再生 中間 最終 脱水
再委託先処分業者	
最終処分の場所	
委託契約書記載のとおり 当欄指定のとおり	
No.	削除 最終処分事業場 郵便番号 所在地 電話番号
備考	
備考1	備考2
備考3	備考4
備考5	

パターン名称: 登録内容をパターンに追加 続けて入力 入力完了 キャンセルして一覧画面へ

《処理状況の一覧》 引渡した廃棄物の処理状況が一目瞭然！

マニフェスト情報の照会一覧										
1 / 1ページ ページを 500件 表示										
No.	一括選択	登録の状態	確認期限	マニフェスト番号	運搬	処分	最終	連絡番号1	連絡番号2	連絡番号3
1	☐	登録		70014803968						2024/12/02

処理終了報告が完了すると
●が自動入力されます！

ブラウザ上で簡単操作！
PCやスマートフォンで
簡単ログイン！



導入
推奨

電子マニフェスト導入のメリット

電子マニフェスト利用分は、産業廃棄物管理票
交付等状況報告書の提出が不要！

紙マニフェストを、1 枚でも交付すれば、翌年度に報告が必要となります。

法令順守の徹底

- ・ 入力漏れには、システム警告！
法定記載項目の入力を網羅！
- ・ 運搬・処分・最終処分それぞ
れの状況を一覧表で確認可能

環境に優しい

紙を使用しないのでごみの減量
につながり、環境にも優しい！

データの透明性確保

事業者、収集運搬業者、処分
業者の3者が、常にマニフェ
スト情報を閲覧・監視できる
ため、不適切なマニフェスト
の登録・報告が防止できる！

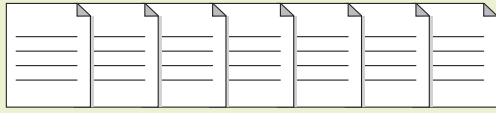


事務処理の効率化

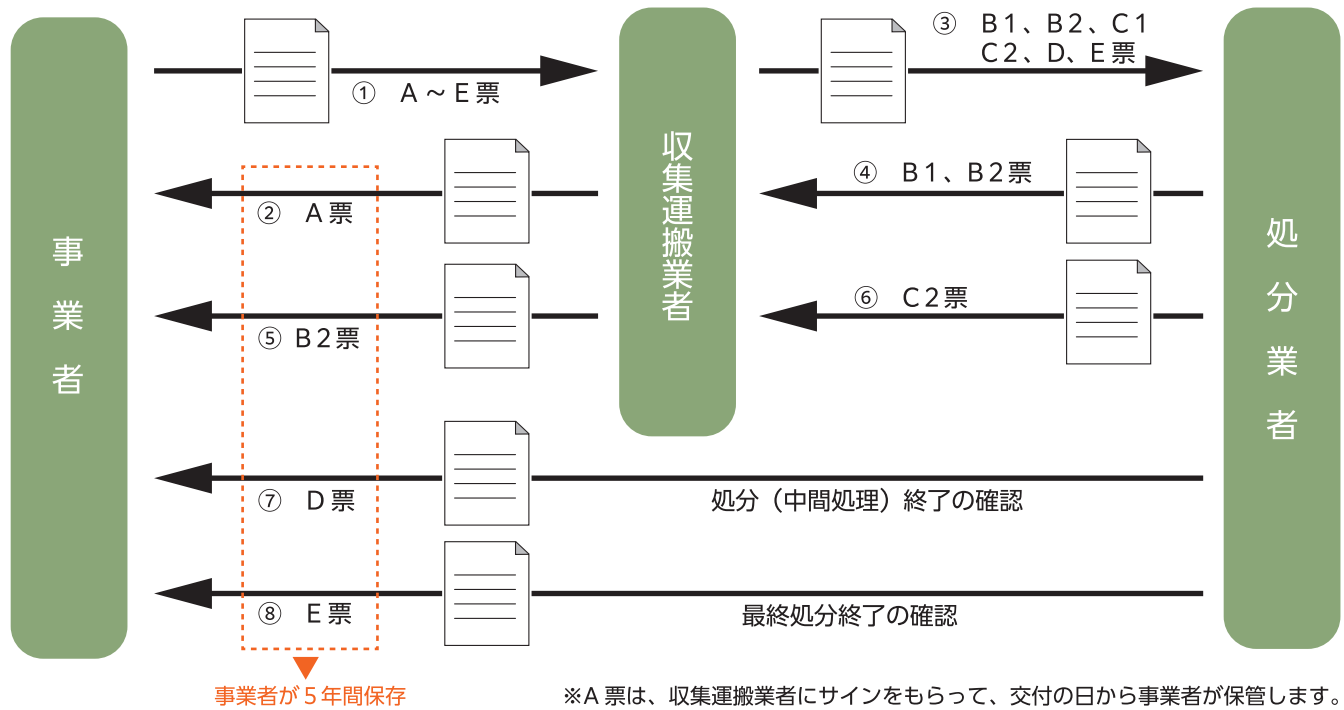
- ・ 5年間の保存が不要で、
省スペース化！
- ・ 処理ルートごとにパターン
登録できて、事務処理が
スピードアップ！
- ・ 事前に予約登録ができるの
で、受渡確認票の印刷がで
きて引渡しスムーズに！

■ 紙manifestoの流れ ■

紙manifestoは7枚複写の伝票です

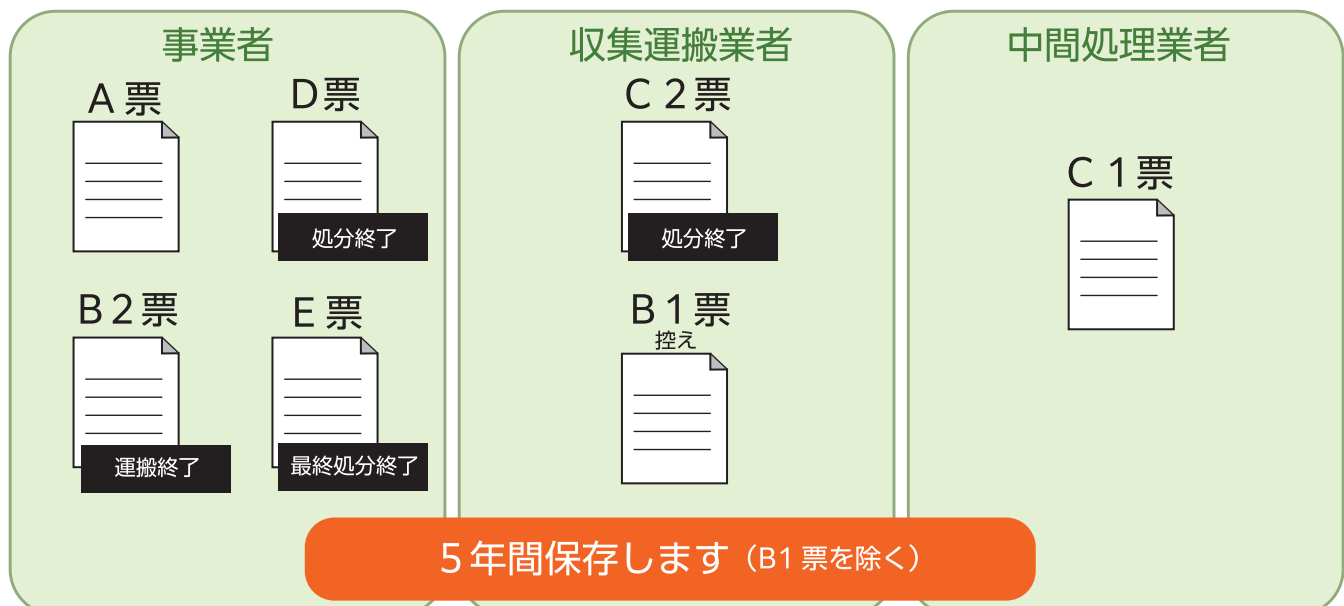


A票 B1票 B2票 C1票 C2票 D票 E票



■ manifestoの保存 ■

事業者、収集運搬業者、処分業者それぞれが、5年間manifestoを保存する必要があります。



※紙manifestoを交付した事業者は、排出事業場ごとに毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間において交付したmanifestoの交付状況等について、報告書を提出しなければなりません。(P25 参照)

■ 紙マニフェストの記載方法 ■

網掛け の部分を入力してください。

産業廃棄物管理票（マニフェスト）A票

① 交付年月日欄
② 事業者欄
③ 産業廃棄物欄
④ 運搬受託者欄
⑤ 処分受託者欄
⑥ 交付担当者欄
⑦ 排出事業場欄
⑧ 最終処分場の場所欄
⑨ 運搬先の事業場欄
⑩ 積替え又は保管欄
⑪ 照合確認欄

見本

斜線部分は A 票では記入不要です

発行元：公益社団法人 全国産業廃棄物連合会

① 交付年月日欄

産業廃棄物を、処理業者に引き渡した日付を記入します。

② 事業者欄

排出事業者の名称、住所等を記入します。

③ 産業廃棄物欄

産業廃棄物の種類の該当する項目にチェックを入れ、名称、数量、荷姿、処分方法等を記入します。

④ 運搬受託者欄

産業廃棄物を運搬する業者の名称、住所等を記入します。

⑤ 処分受託者欄

産業廃棄物を処分する業者の名称、住所等を記入します。

⑥ 交付担当者欄

交付する担当者の氏名を記入します。

⑦ 排出事業場欄

実際に産業廃棄物を排出する場所の名称、所在地等を記入します。

⑧ 最終処分場の場所欄

最終処分を行う事業場の名称、所在地等を記入します。なお、最終処分先が複数ある場合等、マニフェスト記入が困難な場合は、「委託契約書記載のとおり」にチェックします。

⑨ 運搬先の事業場欄

運搬先の事業場の名称、所在地等を記入します。（所在地には処分業者が実際に処分を行う場所を記載すること）

⑩ 積替え又は保管欄

収集運搬業者が積替え又は保管を行う場合、積替え保管場所の名称、所在地等を記載します。

⑪ 照合確認欄

B 2 票、D 票、E 票の送付を受けたときに A 票のこの欄に日付を記入します。

※上記の様式は、公益社団法人全国産業廃棄物連合会で作成したものを例示しています。

※上記の様式のほか、積替え保管用マニフェスト、建設系廃棄物マニフェストなどが販売されています。

紙マニフェスト
の購入は？

一般社団法人兵庫県産業資源循環協会（TEL 078-381-7464）
一般社団法人兵庫県建設業協会 明石支部（TEL 078-962-8800）
などで購入することができます。



産業廃棄物チェックリスト

産業廃棄物の保管～排出～処分まで、それぞれの場面で注意が必要な事項をリスト化しました。チェックをつけてご活用ください。

産業廃棄物を保管するとき

チェック項目	☒
P3 ～ P4 により、どの種類の廃棄物に該当するか確認したか	
産業廃棄物の保管場所に囲いはあるか	
産業廃棄物の保管に関する掲示板があるか	
汚水が発生する場合、公共水域等の汚染防止措置（排水溝等の設置）を講じており、かつ、底面を不浸透性の材料で覆っているか	
ねずみ、蚊、ハエその他の害虫が発生しないようにしているか	
産業廃棄物を屋外・平積で保管する場合、積み上げる高さは適切か（P13 参照）	
石綿含有産業廃棄物に飛散防止措置（覆いや梱包）を講じているか	
石綿含有産業廃棄物あるいは水銀使用製品産業廃棄物を保管する場合、仕切りを設置しているか	

特別管理産業廃棄物を保管するとき

チェック項目	☒
特別管理産業廃棄物管理責任者を事業場ごとに設置しているか	
特別管理産業廃棄物管理責任者は資格を有しているか	
特別管理産業廃棄物を保管する場合、仕切りを設置し、種類に応じて P14 の措置を講じているか	

※このチェックリストは過去に環境省が発出した通知を基に再構成したものであり、法や条例で責務がなくても、明石市独自に推奨している項目も記載しています。

詳細は環境省ホームページをご覧ください。

・排出者責任の徹底について <https://www.env.go.jp/recycle/waste/haisyutsu.html>

・チェックリストについて



検索

環境省 チェックリスト

(特別管理) 産業廃棄物処理を委託するとき

許可の確認

チェック項目	☒
収集運搬及び処分を委託する場合、(特別管理) 産業廃棄物収集運搬業及び(特別管理) 産業廃棄物処分業の許可を有する事業者に委託しているか	
委託する産業廃棄物の種類が処理業者の事業範囲に含まれているか ※許可期限の到来や事業範囲の変更等があるため、定期的な確認を推奨	
収集運搬業者は、廃棄物の「積み込み場所」及び「積下し場所」を所管する都道府県知事あるいは政令市長から収集運搬業許可をそれぞれ受けているか ※「積み込み場所」及び「積下し場所」が兵庫県内であれば兵庫県許可のみで可	
処分業者は、処分場所を所管する行政の長からの処分業許可を受けているか	

産業廃棄物処理契約書の法定記載項目について以下の内容を記載しているか

チェック項目	☒
収集運搬・処分共通事項	委託する産業廃棄物の種類及び数量
	委託契約の有効期間
	委託者が受託者に支払う料金
	受託者の事業範囲
	契約の有効期間中に、上記情報に変更があった場合の伝達方法
	受託業務終了時の受託者の委託者への報告に関する事項
	契約解除時の処理されない産業廃棄物の取扱いに関する事項
	適正処理のために以下の必要な事項に関する情報
	・ 性状及び荷姿に関する事項
	・ 腐敗、揮発等の産業廃棄物の性状変化に関する事項
収集運搬	・ 委託する産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじんが含まれる場合、その旨
	・ その他取扱注意事項
	運搬の最終目的地の所在地
	積替え保管する場合以下の事項
処分等	・ 積替え保管場所の所在地、保管できる産業廃棄物の種類及び保管上限
	・ 安定型産業廃棄物と他の排出事業者の産業廃棄物との混合の諾否等
	処理施設の所在地、処分方法あるいは再生方法、施設の処理能力
	許可を受けて輸入された産業廃棄物である場合、その旨
	(処理残渣が発生する場合) 最終処分場所の所在地、最終処分の方法及び処理能力
	委託契約書に許可証等の写しが添付されているか [※]
	委託契約書を保存しているか(保存期間は契約終了日から5年)
	処分場所で処分する様子を現地確認しているか(法や条例による責務はないが推奨)

※廃棄物処理法第9条の8第1項、第9条の10第1項に基づく認定業者等の特例によって委託できる場合もあります。その場合、許可証は認定証と読み替えてください。

電子マニフェストを登録・管理するとき

チェック項目	☒
産業廃棄物の種類ごと、運搬先ごとに登録しているか	☐
速やかに（引渡し後3日以内）情報処理センターへ登録しているか	☐
情報処理センターから運搬又は処分を終了した旨の通知を受けた時、運搬又は処分が終了したことを当該通知より確認しているか	☐

期限超過時（情報処理センターから運搬又は処分を終了した旨の報告を期間内に受けていない旨の通知等を受けた場合）

速やかに処理状況を把握しているか	☐
生活環境の保全上の支障除去又は発生防止のために必要な措置を講じたか	☐
明石市長に対して措置内容等報告書を提出したか	☐

紙マニフェストを交付・管理するとき

チェック項目	☒
産業廃棄物の種類ごと、運搬先ごとに交付しているか	☐
マニフェストには P20 の記載例の着色部分を記載しているか	☐
A 票を交付日から5年間保存しているか	☐
B 2 票、（B 4 票、B 6 票 [※] ）、D 票、E 票は期限内に送付されているか	☐
マニフェストにより、運搬又は処分が終了したことを確認しているか	☐
B 2 票、（B 4 票、B 6 票 [※] ）、D 票、E 票を送付された日から5年間保存しているか	☐
産業廃棄物管理票交付等状況報告書を提出しているか（P25 参照）	☐

※ B 4 票、B 6 票は積替え保管用の 8 枚マニフェストを使用した場合のみ。

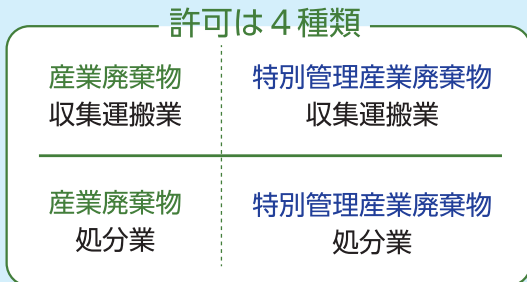
期限超過時（マニフェストの写しが期限内に送付されなかった場合）

速やかに処理状況を把握しているか	☐
生活環境の保全上の支障除去又は発生防止のために必要な措置を講じたか	☐
明石市長に対して措置内容等報告書を提出したか	☐

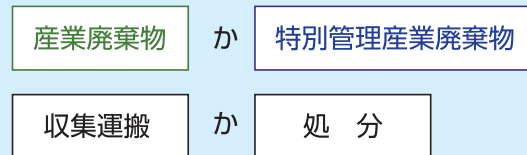
《許可と契約について注意事項》

(特別管理) 産業廃棄物収集運搬・処分業許可の確認について

■ 廃棄物の種類・委託内容を確認しましょう



許可の種類をまちがえないようにしましょう。



■ 許可の有無を確認しましょう（収集運搬・処分を委託する場合）

収集運搬業者は、廃棄物の「積み込み場所」及び「積み下し場所」を所管する行政の長（都道府県知事あるいは政令市長）それぞれから（特別管理）産業廃棄物収集運搬業許可を受けている必要があります。

処分業者は、処分場所を所管する行政の長からの処分業許可を受けている必要があります。

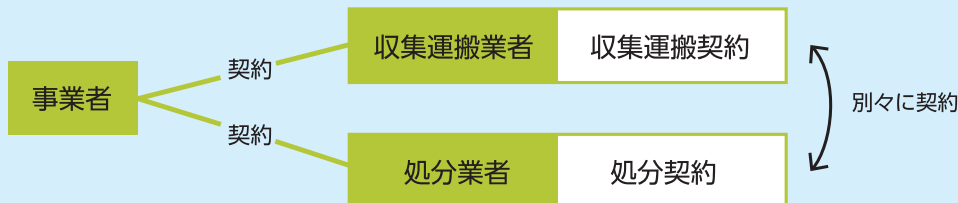
さらに、それらの許可には5年もしくは7年の期限があるので注意が必要です。そのため、契約を締結した後も、定期的に許可証を確認することを推奨します。

■ 事業範囲（取り扱う産業廃棄物の種類）を確認しましょう

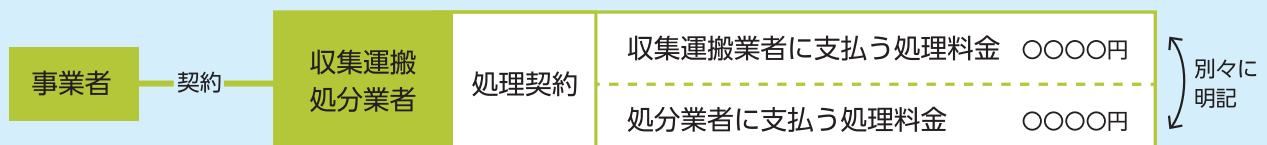
例えば「廃プラスチック類」の処理を委託する場合には「廃プラスチック類」の許可を持つ事業者だけにしか委託出来ません。委託する（特別管理）産業廃棄物が許可証の「事業範囲（取り扱う産業廃棄物の種類）」に含まれている必要があります。

産業廃棄物処理契約の締結について

収集運搬業者や処分業者と産業廃棄物処理契約を締結するとき、必ずそれぞれの業者と「書面」締結する必要があります。



収集運搬と処分の業者が同一の場合、収集運搬契約と処分契約を「処理契約」としてまとめることもできます。ただし、契約書または添付書類において、収集運搬と処分それぞれの処理料金を明記する必要があります。



2-6 主な届出

事業者には、法律や条例で、各種の届出が義務づけられています。

① 事業系一般廃棄物減量計画書

一定規模の事業者もしくは建物の所有者（占有者）は、毎年 5 月 31 日までに廃棄物の発生量や減量に向けた取組等についての計画書を作成し、明石市長に届け出る必要があります。

② 事業系一般廃棄物管理責任者選任（変更）届出書

一定規模の事業者もしくは建物の所有者（占有者）は、該当する建築物から発生する事業系廃棄物の管理についての責任者を選任し、明石市長に届け出なければなりません。

対象者
(①②ともに)

- ・事業所、店舗、旅館、ホテル、遊技場、各種専門学校等で、住居、駐車場部分を除く延床面積が 3,000 ㎡以上の建築物の所有者もしくは占有者
- ・事業用に供する部分の床面積が 1,000 ㎡を超える小売店舗の事業者

提出方法 電子申請、郵送、窓口持参
提出期間 毎年 4 月 1 日から 5 月 31 日まで
届 出 先 明石市 資源循環課
TEL 0 7 8 - 9 1 8 - 5 7 9 4

詳しくはこちら



明石市ホームページへ

産業廃棄物管理票交付等状況報告書

マニフェストの交付者は、排出事業場ごとに、4 月 1 日～翌 3 月 31 日の 1 年間ににおいて交付したマニフェストの交付などの状況について、明石市長に提出する必要があります。（前年度の紙マニフェストの交付は、枚数にかかわらず対象となります。）

対象者

前年度に紙マニフェストを 1 枚でも交付した事業者

提出方法 電子申請、郵送、窓口持参
提出期間 毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日まで
届 出 先 明石市 産業廃棄物対策課
TEL 0 7 8 - 9 1 8 - 5 7 8 4

詳しくはこちら



明石市ホームページへ

※ 電子マニフェストに登録した分については、電子マニフェスト制度を管理する公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター（JW センター）が集計および報告を行うため、事業者が報告する必要はありません。

産業廃棄物

多量排出事業者処理計画書・実施状況報告書

事業活動に伴い、多量の産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者は、産業廃棄物の減量などの計画（産業廃棄物処理計画）を作成し、明石市に報告する必要があります。また、産業廃棄物処理計画書を提出した事業者は、その実施状況について翌年度に報告書（産業廃棄物処理実施状況報告書）の提出が義務づけられています。

処理計画書および実施状況報告書は、法令の規定に基づき、明石市のホームページ上で公表しています。

対象者

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に定める多量排出事業者

- ・前年度の産業廃棄物の発生量が 1,000 t 以上の事業場を設置している事業者
- ・前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が 50 t 以上の事業場を設置している事業者

提出方法 電子申請

提出期間 毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日まで

届 出 先 明石市 産業廃棄物対策課
TEL 0 7 8 - 9 1 8 - 5 7 8 4

詳しくはこちら



明石市ホームページへ

PCB 廃棄物等の保管及び処分状況等届出書

PCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物を保管している事業者は、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」により、前年度の PCB 廃棄物等の保管および処分の状況について、明石市長に届出する必要があります。PCB 廃棄物を複数の事業場で保管している事業者は、事業場ごとに届出書を提出してください。

PCB 廃棄物の保管及び処分状況等届出書は、法令に基づき、明石市のホームページ上で公表し、届出の副本を下記届出先窓口にて確認することができます。

対象者

PCB 廃棄物を保管している事業者

提出方法 電子申請、郵送、窓口持参

提出期間 毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日まで

届 出 先 明石市 産業廃棄物対策課
TEL 0 7 8 - 9 1 8 - 5 7 8 4

詳しくはこちら



明石市ホームページへ

3. リサイクルについて

3-1 ごみの減量に向けて

■ ごみ減量化の目標 ■

ごみの発生を抑制し、再利用を促進することで、ごみ処理コストの削減につながります。明石市では、ごみの適正な処理を目的とする計画である「一般廃棄物処理基本計画」において、令和13年度のごみ処理量を81,000t（基準年度である平成30年度から約15%削減）とすることを目標としています。

（2023年度 明石市のごみ処理量：約86,800t）

持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けて

12 つくる責任
つかう責任



持続可能な開発目標（SDGs）とは、令和12年（2030）年を期限とする国際社会の開発目標で、17の目標と169のターゲットで構成されています。

12「つくる責任つかう責任」は、持続可能なモノの消費や生産を目指した目標です。健やかな地球環境を、次世代につないでいくためには、生産者と消費者が、それぞれ共に責任ある行動をとることが必要です。

■ 3Rの促進 ■

明石市では「ゼロ・ウェイストあかし」を合言葉に、3Rの促進を軸としたごみ減量施策を推進しています。これからも、循環型社会の構築、持続可能な社会の実現を目指して取り組みを進めていきます。

Recycle リサイクル
リサイクルしよう



生産

循環型社会

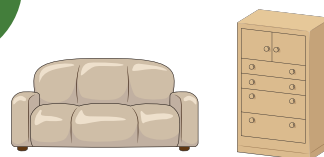
再生
処理

消費
使用

Reduce リデュース
ごみを減らそう



Reuse リユース
くり返し使おう



3-2 明石市の取り組み

ごみを減量するためには、リサイクルできるものは分別し、再資源化することが大切です。明石市では、紙資源のリサイクルのために様々な取り組みを行っています。ぜひご活用ください。

顧客の個人情報が
記載された機密文書は…



機密文書の無料回収へ！

明石市内の事業所から排出される機密文書を、明石クリーンセンターで無料で回収しています。市職員が持ち込まれた段ボールが溶解釜に投入されるまで、見届けるので、個人情報を含んだ機密文書も安心して排出できます。

回収場所

明石クリーンセンター
(明石市大久保町松陰 1131)

毎月1回・事前予約制

無料回収の流れ

Step.1



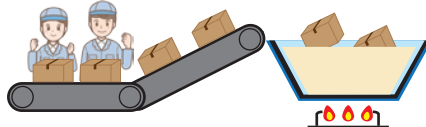
ネット又は2次元コード
から申込受付サイトへ
(回収日の1週間前まで)

Step.2



事業者本人が搬入し、
ご自身でトラックに
積み込んで下さい。

Step.3



市職員が、処理施設の溶解釜に投入
されるまで見届けます。

回 収



コピー用紙・電算用連続帳票・写真
付箋・ノンカーボン紙・レシート
セロハン窓付き封筒など

※ファイル樹脂製とじ具、綴り紐、クリップ、
ホチキス針、粘着テープがついていてもOK



コーティング加工された紙類
トレーシングペーパー・カーボン紙
その他紙以外のもの

予約・詳細はこちら



明石市ホームページへ

段ボールや雑紙は…



紙類リサイクル BOX

Taco箱へ！

明石市では、常設の紙類リサイクル BOX を設置しています。事前の手続きは不要で、排出することができて便利です。

回収場所

明石市役所 西庁舎西側
(明石市中崎 1-5-1) 毎日 9 ~ 16 時

明石クリーンセンター
(明石市大久保町松陰 1131)

回 収



新聞紙・雑誌
雑紙・段ボール



コーティング加工された紙類
セロハン窓付き封筒・写真・感熱紙

詳しくはこちら



明石市ホームページへ

事業系廃棄物 分別早見表

廃棄するもの		廃棄物の種類		備 考	※	廃棄するもの		廃棄物の種類		備 考	※
あ	空き缶（従業員消費分）	一廃		欄外【注意】参照	○		グリストラップ汚泥	産廃	汚泥		×
	空き缶（事業に伴うもの）	産廃	金属くず		×		軍手（天然繊維）	一廃			○
	空きびん（従業員消費分）	一廃		欄外【注意】参照	○		軍手（合成繊維）	産廃	廃プラ		×
	空きびん（事業に伴うもの）	産廃	ガラ陶		○	け	結束バンド	産廃	廃プラ		×
	アスファルト（工事現場からの排出）	産廃	がれき類		×	こ	工具	産廃	金属くず		×
	網（漁業用）	産廃	廃プラ		×		コップ（ガラス製）	産廃	ガラ陶		○
	アルミサッシ	産廃	金属くず		×		ゴム製品（天然ゴム製）	産廃	ゴムくず	合成ゴム製は廃プラ	×
い	一斗缶	産廃	金属くず		×		コンクリート（工事現場からの排出）	産廃	がれき類		×
	衣類（綿・絹・麻等天然繊維）	一廃		合成繊維は廃プラのため明石市受入不可	○	さ	魚の骨	一廃			○
	衣類乾燥機	産廃	混合物	家電リサイクル法対象品	×		魚の骨（食品製造業）	産廃	動植残		○
う	植木鉢（陶磁器製）	産廃	ガラ陶		○		酒かす	一廃			○
え	エアコン（家庭用）	産廃	混合物	家電リサイクル法対象品	×		酒かす（食品製造業）	産廃	動植残		○
	FRP 船	産廃	混合物	FRP 船リサイクルセンターへ	×		雑誌	一廃			○
	エンジンオイル	産廃	廃油		×		座布団	一廃		合成繊維は産廃（廃プラ）	○
お	OA用紙	一廃			○	し	CD・DVD	産廃	廃プラ		×
か	貝がら	一廃			○		シュレッダー紙	一廃			○
	貝がら（食品製造業）	産廃	動植残		×		潤滑油	産廃	廃油		×
	カタログ	一廃			○		消火器	産廃	混合物	消火器リサイクルセンターへ	×
	花瓶（陶磁器製）	産廃	ガラ陶		○		食器（金属製）	産廃	金属くず		×
	紙くず	一廃		特定の業種から発生→産廃（P3参照）	○		食器（陶磁器製）	産廃	ガラ陶		○
	紙箱	一廃			○		書類	一廃		機密文書無料回収あり（P28参照）	○
	紙パック	一廃			○		新聞紙	一廃			○
	瓦（工場から排出の不良品）	産廃	ガラ陶		○	す	水性塗料（液状）	産廃	混合物	廃プラ+廃酸または廃アルカリの混合物	×
	瓦（工事現場から排出）	産廃	がれき類		×	せ	洗濯機（家庭用）	産廃	混合物	家電リサイクル法対象品	×
	乾電池	産廃	混合物		×		剪定枝（造園業・園芸サービス業）	一廃		工事に伴う伐採による木・枝は産廃	○
き	木・枝（工事に伴う伐採）	産廃	木くず	造園業・園芸サービス業の剪定枝は一廃	×	た	大豆かす	一廃			○
く	靴（天然皮革・繊維製）	一廃			○		大豆かす（食品製造業）	産廃	動植残		○
	靴（化学繊維製）	産廃	廃プラ		×		タイヤ（ゴム部分）	産廃	廃プラ	ホイール付は混合物（金属くず+廃プラ）	×

凡例

《一廃》 事業系一般廃棄物 《産廃》 産業廃棄物 《廃プラ》 廃プラスチック類 《動植残》 動植物性残さ
《ガラ陶》 ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず

※欄 ○→明石市の受け入れ可（要予約） ×→明石市の受け入れ不可
（工事現場から排出）→工作物の新築、改築、または除去により生じたもの



廃棄するもの		廃棄物の種類		備 考	※	廃棄するもの		廃棄物の種類		備 考	※
た	たて具（木製）	一廃		特定の業種から発生 →産廃（P3 参照）	○		ハンガー（プラ製）	産廃	廃プラ		×
	卵がら	一廃			○	ひ	ビニールシート	産廃	廃プラ		×
	卵がら（食品製造業）	産廃	動植残		×		ビニールテープ	産廃	廃プラ		×
	段ボール	一廃			○	ふ	不凍液（油分ほぼ無し）	産廃	廃アルカリ	油分多混入は混合物 （廃アルカリ＋廃油）	×
ち	調理器具（金属製）	産廃	金属くず		×		布団	一廃		合成繊維は産廃 （廃プラ）	○
	チラシ	一廃			○		フロート（漁業用）	産廃	廃プラ		×
つ	机（金属製）	産廃	金属くず		×	へ	ペットボトル（従業員消費分）	一廃		欄外【注意】参照	○
て	テレビ（家庭用）	産廃	混合物	家電リサイクル法 対象品	×		ペットボトル（事業に伴うもの）	産廃	廃プラ		×
	天かす	一廃			○		ヘルメット	産廃	廃プラ		×
	伝票（紙製）	一廃		機密文書として出 すことも可（P28）	○		弁当がら（従業員消費分）	一廃		容器包装プラスチック トレイ等	○
	天ぷら油	産廃	廃油		×	ほ	帽子（天然繊維）	一廃			○
と	豆腐かす	一廃			○		帽子（合成繊維）	産廃	廃プラ		×
	豆腐かす（食品製造業）	産廃	動植残		○		包装紙	一廃			○
	トタン	産廃	金属くず		×		ホース	産廃	廃プラ		×
	鶏ガラ	一廃			○		保冷剤	産廃	廃プラ		×
	鶏ガラ（食品製造業）	産廃	動植残		×		ポリ袋・ポリバケツ	産廃	廃プラ		×
	トロ箱（プラスチック製）	産廃	廃プラ		×	も	木製品	一廃			○
	トロ箱（木製）	一廃			○		木製品（木製加工業・ 物品賃貸業）	産廃	木くず		×
	塗料・塗膜（泥状物）	産廃	汚泥	塗膜（泥状物）→剥離 剤を使用した状態	×	や	野菜くず	一廃			○
	塗料・塗膜（固形）	産廃	廃プラ		×		野菜くず（食品製造業）	産廃	動植残		○
な	鍋（金属製）	産廃	金属くず		×	ゆ	油性塗膜・塗料（液状）	産廃	混合物	混合物 （廃プラ＋廃油）	×
ね	ネット（農業用）	産廃	廃プラ		×	ら	ライター	産廃	混合物		×
の	農機具	産廃	混合物		×	れ	冷蔵庫（家庭用）	産廃	混合物	家電リサイクル法 対象品	×
は	パソコン	産廃	混合物	リサイクル システム有	×		レジスター	産廃	混合物		×
	バッテリー（鉛蓄電池）	産廃	混合物		×		レジ袋	産廃	廃プラ		×
	発泡スチロール	産廃	廃プラ		×		レンガ（工場の不良品）	産廃	ガラ陶		○
	針金	産廃	金属くず		×		レンガ（工事現場からの排出）	産廃	がれき類		×
	パレット（木製）	産廃	木くず		×	ろ	ロッカー（金属製）	産廃	金属くず		×

【注意】従業員の飲食により発生した空き缶、空きびん、ペットボトルはキャップ（ペットボトルはラベルも）を外して
中を軽く洗い、1袋にまとめること

お問い合わせ先

明石市 再生資源回収登録業者一覧

登録業者名	住 所	電話番号
有限会社 アルミック徳原	西脇市大野150-1	0795-23-1371
株式会社池田 加古川支店	加古川市平岡町高畑340-1	079-425-0360
上野紙料株式会社 明石支店	明石市硯町2-3-2	078-929-1117
株式会社エス・ケー・エス	加古川市尾上町今福501-7	079-421-4353
大本紙料株式会社	神戸市東灘区向洋町東3-17	078-857-2222
木村工業株式会社	明石市大久保町ゆりのき通1-5-17	078-936-3425
株式会社 シンノウ	明石市二見町西二見1622-1	078-943-3967
シンノウ紙源株式会社	明石市魚住町西岡2109-4	078-942-5609
有限会社西神清掃	明石市魚住町長坂寺1355-9	078-967-5431
高山商店	神戸市長田区浜添通3-2-4	078-651-8228
鳥居商店	明石市日富美町1-17	078-912-6260
有限会社仲商店 神戸中央リサイクルセンター	神戸市中央区脇浜町2-6-5	078-221-1172
有限会社永川金属工業※アルミ缶のみ	明石市立石2-1-38	078-922-8277
ナンカイ産業	明石市桜町12-25 プレステージ明石駅前Ⅱ405号	078-920-8964
はりま紙商株式会社	加古川市尾上町池田字池田開拓1897-8	079-456-1161
株式会社 福一紙料	神戸市北区山田町小部字惣六畑山12-1	078-593-1663
マツダ株式会社	神戸市東灘区住吉浜町17-8	078-851-2213
桃山商店	神戸市長田区滝谷町2-8-2-207	070-5660-4258
株式会社安田商店	姫路市西延末164-2	079-292-4614
有限会社米田商店	三木市志染町東自由が丘2-28	0794-85-6607
リサイクル横山商店	明石市二見町東二見594-2	078-943-2166

※回収品目は、各業者にお問い合わせください。

2025年3月現在

明石市 一般廃棄物収集運搬許可業者一覧

許可業者名	住 所	電話番号
有限会社明石清掃	大久保町松陰1127-41	078-935-0134
魚住産業株式会社	魚住町錦が丘4-8-2	078-947-5500
金澤産業株式会社	太寺3-5-8	078-918-3708
木村工業株式会社	大久保町ゆりのき通1-5-17	078-936-3425 0120-762-110
三和美研有限会社	相生町2-8-17	078-923-0500
株式会社杉野興業	二見町西二見駅前3-93	078-995-8189
株式会社ミキクリーン	大久保町大窪1372-1	078-938-3377
有限会社西神清掃	魚住町長坂寺1355-9	078-967-5431
田路興産有限会社	相生町2-8-17	078-928-1305
有限会社明進清掃	大久保町松陰62-3	078-967-0500
有限会社明宝商会	旭が丘5-8	078-922-2731
有限会社明和興業	硯町1-7-10	078-969-2405

その他のお問い合わせ

お問い合わせの内容	お問い合わせ先	電話番号
電子マニフェストへの加入について	公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター (JW センター)	(サポートセンター) 0800-800-9023
紙マニフェストの購入について 産業廃棄物処理業者の選定について	一般社団法人 兵庫県産業資源循環協会	078-381-7464
紙マニフェストの購入について	一般社団法人 兵庫県建設業協会 明石支部	078-962-8800
一般廃棄物収集運搬許可業者について	明石廃棄物処理業協同組合	078-922-8345 0120-819-530
不法投棄・野焼きについて	明石警察署	078-922-0110

市へのお問い合わせ

課 名	お問い合わせの内容	電話番号
資源循環課	事業系一般廃棄物について 事業系一般廃棄物減量計画書等について ごみの減量・リサイクルについて	078-918-5794 明石クリーンセンター への受入について 078-918-5790
産業廃棄物対策課	産業廃棄物について 各種産業廃棄物等に関する報告書・届出書等について	078-918-5784
粗大ごみ受付センター	事業系一般廃棄物、産業廃棄物（一部）の予約について	078-937-0937
収集事業課	地域のごみステーションについて	078-918-5780
環境保全課	土壌汚染対策法について	078-918-5030